

文京区障害者地域自立支援協議会について

1 設置目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として、文京区障害者地域自立支援協議会を設置する。

2 設置時期

平成20年3月

3 協議会の体系

文京区障害者地域自立支援協議会の下に、相談支援専門部会、就労支援専門部会、権利擁護専門部会、障害当事者部会の4部会を設置し、支援体制等の協議を重ねてきたが、令和元年度より新たに地域生活支援専門部会を設置し、5部会となった。

（資料第3-2号参照）

4 協議会検討事項

- (1) 障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関すること。

5 令和2年度スケジュール

資料第3-3号のとおり

6 専門部会報告

文京区障害者地域自立支援協議会専門部会報告書(資料第3-4号)により行う。

7 これまでの検討状況

資料第3-5号のとおり